

岩手県告示第 679 号

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年岩手県条例第 22 号）第 6 条の規定により、岩手県の人事行政の運営等の状況について、次のように公表する。

平成 20 年 9 月 30 日

岩手県知事 達 増 拓 也

人事行政の運営等の状況の公表

目次

- 第 1 人事行政の運営の状況
  - 1 職員の任免及び職員数の状況
    - (1) 職員の任免
    - (2) 職員数
  - 2 職員の給与の状況
    - (1) 人件費の状況
    - (2) 職員給与費の状況
    - (3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況
    - (4) 職員の初任給の状況
    - (5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況
    - (6) 一般行政職の級別職員数の状況
    - (7) 昇給期間短縮の状況
    - (8) 給与水準の状況
    - (9) 職員の手当の状況
    - (10) 特別職の報酬等の状況
  - 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
    - (1) 勤務時間
    - (2) 休憩時間
    - (3) 週休日・休日
    - (4) 休暇
    - (5) 育児休業
  - 4 職員の分限及び懲戒処分の状況
    - (1) 分限制度の概要及び処分の状況
    - (2) 懲戒制度の概要及び処分の状況
  - 5 職員のサービスの状況
  - 6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
    - (1) 研修の概要
    - (2) 勤務成績の評定の概要
  - 7 職員の福祉及び利益の保護の状況
    - (1) 安全衛生管理
    - (2) 職員の健康管理
    - (3) 職員互助団体への補助
    - (4) 利益の保護の状況
- 第 2 岩手県人事委員会からの平成 19 年度における業務の状況の報告
  - 1 職員の競争試験及び選考試験の状況
    - (1) 競争試験の実施状況
    - (2) 選考試験の実施状況
  - 2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況
    - (1) 報告
    - (2) 勧告
  - 3 勤務条件に関する措置の要求の状況
  - 4 職員に対する不利益な処分についての不服申立ての状況
  - 5 職員からの苦情相談の状況

第 1 人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び職員数の状況

(1) 職員の任免

ア 職員の採用

平成 19 年度に新たに採用された一般職の職員及び新たに再任用された職員の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区 分	合 計	一般行政職	警察職	教育職	技能労務職	医療職その他の職
新規採用	633	62	93	157	0	321
新規再任用	14	7	1	0	2	4

注 新規採用には、国や他団体との人事交流に伴う採用を含みます。

イ 職員の離職

平成 19 年度に離職した一般職の職員及び再任用を満了した職員の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区 分		合 計	一般行政職	警察職	教育職	技能労務職	医療職その他の職
離職	定年退職	496	106	71	228	22	69
	その他	839	134	46	366	4	289
再任用の満了		14	8	1	0	3	2

(2) 職員数

ア 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成20年	平成19年		
一般行政部門	議会	33	33	0	
	総務	672	678	△6	支出審査業務の合理化
	税務	194	198	△4	税務組織体制の簡素効率化
	民生	349	363	△14	公共的団体派遣の見直し
	衛生	515	551	△36	盛岡市保健所設置に伴う業務減
	労働	145	150	△5	出先機関における組織体制の見直し
	農林水産	1,433	1,490	△57	公共事業の減少
	商工	176	176	0	
	土木	799	834	△35	公共事業の減少
	小計	4,316	4,473	△157	
特別行政部門	教育	13,448	13,696	△248	児童、生徒数の減少
	警察	2,420	2,416	4	欠員の解消
	小計	15,868	16,112	△244	
公営企業等会計部門	病院	4,725	4,678	47	診療報酬改定対応による看護師配置の見直し
	その他	150	152	△2	企業局業務の見直し
	小計	4,875	4,830	45	
合 計		25,059 (26,842)	25,415 (26,842)	△356	

注1 括弧内は、条例定数の合計です。

2 常勤の教育長は、除いています。

イ 年齢別職員構成の状況

(平成20年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 64	人 517	人 1,421	人 2,206	人 2,860	人 3,299	人 3,426	人 3,323	人 3,151	人 2,673	人 2,034	人 85	人 25,059

ウ 定員適正化計画の数値目標 (知事部局)

(ア) 定員適正化目標 (数・率)

計画期間		数値目標
始 期	終 期	平成23年4月における職員数を4,000人弱とする。 (平成19年度現員数から470人程度の純減)
平成19年4月1日	平成23年4月1日	

(イ) 定員適正化計画の年次別進捗状況 (実績) の概要

(各年4月1日現在)

	平成19年 (1年目)	平成20年 (2年目)	平成21年 (3年目)	平成22年 (4年目)	平成23年 (最終年)	平成19～23年計	(参考) 平成19～23年 数値目標
減員数		△160人	—	—	—	△160人 (34.0%)	△470人程度
職員数	4,462人	4,302人	—	—	—	—	—

注1 計画期間は、平成19年度から平成23年度までの4年間です。

2 「(%)」の数値は、数値目標に対する進捗率を示します。

2 職員の給与の状況

県では、厳しい県財政等を踏まえ、職員給与費を抑制する特例措置を実施しています。具体的には次表のとおりです。

	抑制措置	対 象	内 容
特別職	給料月額の減額	知 事	平成17年4月～7月 50%減額 平成17年8月～平成20年3月 15%減額 平成20年4月～平成23年3月 20%減額
		副知事	平成17年4月～6月 20%減額 平成17年7月～平成20年3月 10%減額

			平成 20 年 4 月～平成 23 年 3 月	15%減額
一般職	給料月額の変額	部長・副部長級	平成 20 年 4 月～平成 23 年 3 月	6%減額
		総括課長級	平成 20 年 4 月～平成 23 年 3 月	4%減額
		上記以外	平成 20 年 4 月～平成 23 年 3 月	2%減額
	給料の特別調整額(管理職手当)の変額	部長	平成 17 年 4 月～平成 20 年 3 月	25%減額
			平成 20 年 4 月～平成 23 年 3 月	15%減額
		副部長級	平成 17 年 4 月～平成 20 年 3 月	25%減額
		平成 20 年 4 月～平成 23 年 3 月	10%減額	
	総括課長級	平成 17 年 4 月～平成 20 年 3 月	15%減額	
			平成 20 年 4 月～平成 23 年 3 月	5%減額

(1) 人件費の状況

県の職員は、知事及び副知事等の特別職の職員と一般職の職員とに区分されています。平成 19 年度中にこれらの職員に支払われた人件費の総額は、1,998 億 9,849 万 5 千円で、県の歳出総額の 29.9 パーセントです。

(普通会計決算見込額)

区分	住民基本台帳人口 (平成 19 年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成 18 年度 の人件費率
平成 19 年度	人 1,366,652	千円 669,438,161	千円 2,804,346	千円 199,898,495	% 29.9	% 27.9

注 人件費には、知事などの特別職の職員に支給される給料又は報酬、一般職の職員に支給される給料及び諸手当のほか、共済組合負担金、退職手当、恩給及び退職年金、災害補償費などが含まれています。

(2) 職員給与費の状況

平成 20 年度の一般職の職員 21,139 人の給与費の予算額は 1,459 億 9,888 万 5 千円で、1 人当たりの給与費は約 691 万円です。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成 20 年度	人 21,139	千円 90,691,531	千円 17,395,652	千円 37,911,702	千円 145,998,885	千円 6,907

注 職員手当には、退職手当及び児童手当は含まれていません。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

一般行政職、警察職、高等学校教育職、小・中学校教育職及び技能労務職の職員の平均給料額等は、次のとおりです。  
(平成 20 年 4 月 1 日現在)

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一 般 行 政 職	円 340,919	円 401,474	歳 月 42 10
警 察 職	339,650	455,476	41 0
高 等 学 校 教 育 職	374,516	475,007	43 1
小・中 学 校 教 育 職	384,854	453,375	43 7
技 能 労 務 職	315,631	351,244	46 10

注 1 「平均給料月額」とは、平成 20 年 4 月 1 日現在におけるそれぞれの職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当(期末手当、勤勉手当、退職手当及び寒冷地手当を除く。)の額を合計したものです。

3 これらの額は、平成 20 年地方公務員給与実態調査に基づくものです。

(4) 職員の初任給の状況

学校卒業後直ちに職員に採用された場合の初任給の給料月額は、次のとおりです。

(平成 20 年 4 月 1 日現在)

区 分		岩手県	国
		初任給	初任給
一 般 行 政 職	大学卒	円 172,200 (168,756)	円 (I 種) 185,800 (II 種) 172,200
	高校卒	140,100 (137,298)	140,100
警 察 職	高校卒	158,100 (154,938)	158,100
高 等 学 校 教 育 職	大学卒	192,800 (188,944)	
小・中 学 校 教 育 職	大学卒	192,800 (188,944)	
技 能 労 務 職	高校卒	137,200 (134,456)	137,200

注 1 高等学校教育職、小・中学校教育職については、国に該当職がありません。

- 2 上記初任給の給料月額、平成20年4月1日現在、括弧内の額に減額しています。
- (5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況  
経験年数が10年、15年及び20年のそれぞれの職員の平均給料月額は、次のとおりです。

(平成20年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一 般 行 政 職	大学卒	円 247,203	円 313,894	円 376,096
	高校卒	206,791	248,614	317,175
警 察 職	大学卒	277,477	317,751	376,040
	高校卒	243,439	288,725	352,350
高 等 学 校 教 育 職	大学卒	284,614	331,845	374,896
	高校卒	232,701	267,809	285,924
小・中 学 校 教 育 職	大学卒	287,226	333,983	377,613
	短大卒	(対象者なし)	311,558	363,808
技 能 労 務 職	高校卒	211,778	257,576	273,557

注1 「経験年数」とは、卒業後直ちに採用された場合は採用後の年数を、採用前に民間歴等のある場合はその期間を換算し、採用後の年数に加算した年数をいいます。

2 これらの額は、平成20年地方公務員給与実態調査に基づくものです。

- (6) 一般行政職の級別職員数の状況

職員は、従事する職務の複雑、困難及び責任の度合に基づき、その適用される給料表に定める級に格付けされることになっていますが、行政職給料表が適用される一般行政職の職員の級ごとの標準的な職務内容、その職員数及び構成比は、次のとおりです。

(平成20年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	参 考	
				1年前の構成比	5年前の構成比
1 級	主事、技師	人 331	% 6.9	% 8.2	% 3.5
	主事、技師				9.3
2 級	主事、技師	802	16.7	15.6	15.7
3 級	主任、主査	897	18.7	18.3	8.3
	主任、主査				6.2
4 級	主査、主任主査	1,317	27.4	27.7	26.6
5 級	主任主査、本庁の担当課長	990	20.6	20.8	21.2
6 級	本庁の担当課長、本庁の総括課長	175	3.6	3.7	3.7
7 級	本庁の総括課長	225	4.7	4.3	4.1
8 級	本庁の副部長、本庁の室長	59	1.2	1.2	1.2
9 級	本庁の部長	12	0.2	0.2	0.2
10 級	本庁の企画理事	1	0.0	0.0	—
合 計		4,809	100.0	100.0	100.0

注1 「標準的な職務内容」は、それぞれの級に該当する代表的な職名を掲げています。

2 「職員数」は、一般職の職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

3 平成18年4月1日から給料表の級構成が11級から10級に変更されています。

- (7) 昇給期間短縮の状況

制度改正に伴い、平成18年4月1日から昇給期間短縮は行っていません。

- (8) 給与水準の状況

当該団体の給与水準を他の団体や国と比較する方法としてラスパイレス指数による方法がとられています。このラスパイレス指数は、比較団体相互間の職員構成を同一にして、職種別、学歴別及び経験年数別に区分した職員数と平均給料月額を用いて算出するものです。

国を100とした場合の平成19年4月1日現在における本県職員のラスパイレス指数は、100.7です。

- (9) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

(平成20年4月1日現在)

1人当たり平均支給額（平成19年度）	1,790千円		
平成20年度支給割合	6月期	期末手当 1.4月 (1.2月)	勤勉手当 0.750月 (0.950月)
	12月期	1.6月 (1.4月)	0.750月 (0.950月)
	計	3.0月 (2.6月)	1.50月 (1.90月)
	加算措置の状況（職制上の段階、職務の級等による加算措置）	有 ※ 一般行政職の加算率 3級 5% 4、5級 10% 6、7級 15% 8、9、10級 20%	

注1 括弧内は、特定幹部職員（本庁の部長、副部長等）に係る支給割合です。

2 支給割合及び加算措置の内容は、国と同じです。

イ 退職手当

（平成20年4月1日現在）

（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
一人当たり平均支給額	2,727千円	27,527千円
その他加算措置	定年前早期退職者特例措置（2%～20%の割増し）	

注1 1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 支給率及び加算措置の内容は、国と同じです。

ウ 地域手当

（平成20年4月1日現在）

支給実績（平成19年度決算見込み）		41,794千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算見込み）		597,057円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区	16%	23人	16%
大阪市	13%	4人	13%
府中市及び名古屋市	12%	3人	12%
福岡市	9%	1人	9%
仙台市及び豊田市	6%	7人	6%
札幌市	3%	1人	3%

注 医師及び歯科医師の支給率は13%です。

エ 時間外勤務手当

	平成18年度決算	平成19年度決算見込み
支給実績	2,300,698千円	2,197,894千円
職員1人当たり平均支給年額	381千円	398千円

オ 特殊勤務手当

（平成20年4月1日現在）

支給実績（平成19年度決算見込み）		873,915千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算見込み）		108,440円	
職員全体に占める手当支給職員の割合		39.1%	
手当の種類（手当数）		48	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
徴税手当	総務部税務課、広域振興局等税務部、東京事務所等に勤務する職員	県税の賦課徴収に関する業務	月額 給料月額の10/100（最高限度20,000円）又は日額870円
防疫等作業手当	防疫に従事する職員、県立病院等に勤務する医師、看護師等	感染症等の疑いがある家畜に対する防疫作業、犬の捕獲、処分、薬殺の作業、病棟において行う結核又は感染症の患者の診療、看護等の業務	日額 210～380円
と畜検査手当	と畜検査員	と畜検査	月額 給料月額2/100～8/100

放射線取扱手当	保健所又は生物工学研究所に勤務する職員	X線その他の放射線を人体に対して照射する作業又は放射線障害防止のため行う作業	日額 230円～1,900円
環境衛生検査等業務手当	環境衛生指導員	一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の立入検査又は浄化槽の立入検査	日額 230円
社会福祉業務手当	広域振興局等保健福祉環境部、福祉総合相談センター、児童相談所等の職員	生活保護に係る業務、更生措置等を要する者又は要保護女子等に面接して行う相談・指導業務	月額 12,800円又は日額 610円
社会福祉施設等勤務手当	杜陵学園又は特別支援学校に勤務する職員	入所者又は児童若しくは生徒の介助又は指導を補助する業務	日額 270円
精神保健福祉業務手当	保健福祉部障害保健福祉課、保健所又は精神保健福祉センターに勤務する職員	精神保健関係調査業務、精神障害者の移送業務又は精神障害者の福祉に関する相談指導業務	日額 290円
有害物取扱手当	保健所、病虫害防除所、家畜保健衛生所等に勤務する職員	労働安全衛生法施行令に規定する有害物を取り扱う業務	日額 290円
衛生検査業務手当	保健所、環境保健研究センター又は北上川上流流域下水道事務所に勤務する職員	病理試験、細菌試験又は化学的試験・検査	月額 給料月額 $\times$ 4/100～8/100又は日額 230円
公害防止等業務手当	広域振興局等保健福祉環境部、環境保健研究センター等に勤務する職員	公害の防止等県民生活の生活環境の保全のため実施する立入検査	日額 230円
看護師養成指導手当	高等看護学院に勤務する看護師	看護師の養成指導業務	月額 給料月額 $\times$ 7/100
爆発物取締業務手当	商工労働観光部商工企画室、総務部総合防災室等に勤務する職員又は警察職員	火薬庫の保安検査、火薬類に係る立入検査又は高圧ガス製造施設の保安検査・立入検査	日額 250円
犯則取締等手当	総務部税務課、漁業取締事務所等に勤務する職員	地方税法の規定に基づく犯則事件の調査業務、漁業関係取締業務	日額 400円～550円
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	救助訓練、火災防御訓練等における指導業務	日額 720円
職業訓練指導手当	産業技術短期大学校、高等技術専門校等に勤務する職業訓練指導員	職業訓練業務	月額 給料月額 $\times$ 2/100～7/100
農業研修業務手当	農業大学校に勤務する職員	研修業務	月額 給料月額 $\times$ 2/100～7/100
種雄牛馬等取扱手当	家畜保健衛生所、農業研究センター又は農業大学校に勤務する職員	種雄牛馬等の自然交配等のため種雄牛馬等を御する作業	日額 230円
家畜保健衛生業務手当	広域振興局等農政部若しくは農林部、家畜保健衛生所又は農業研究センター等に勤務する職員	家畜保健衛生業務	月額 17,600円又は日額 830円
用地交渉等手当	広域振興局等農政部、農林部、水産部又は土木部等に勤務する職員並びに企業局職員	土地の取得等に係る交渉業務	日額 650円
高所作業手当	広域振興局等農政部、農林部、水産部、土木部等に勤務する職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う測量、調査、若しくは工事の監督の作業、又は保守点検の作業	日額 200円～220円

坑内作業手当	広域振興局等農政部、農林部、水産部、土木部等に勤務する職員	トンネルの掘削作業	日額 450 円
深所作業手当	広域振興局等農政部、農林部、水産部、土木部等に勤務する職員	橋脚の基礎工事その他港湾、河川等におけるこれらに類する工事において、水面下4メートル以上の深所で行う作業	日額 220 円
災害応急作業等手当	広域振興局等農政部、農林部、水産部、土木部等に勤務する職員	重大な災害の際に行う巡回監視業務又は災害発生箇所で行う応急作業	日額 350 円～910 円
道路上作業手当	広域振興局等土木部等に勤務する職員	交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業	日額 300 円
刑事作業手当	警察職員	犯罪の捜査又は被疑者逮捕の作業、警ら作業、犯罪鑑識作業、死体処理作業又は被留置者看守作業	月額 7,000 円～11,800 円又は日額 230 円～4,600 円
夜間特殊業務手当	警察職員、企業局施設総合管理所発電課に勤務する職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務	1 回 410 円～1,100 円
航空手当	回転翼航空機に搭乗する職員	回転翼航空機に搭乗して行う操縦業務、整備業務、捜索救難又は犯罪の捜査	1 時間 1,900 円～5,100 円
多学年学級手当	教育職員	2 以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級で行う授業又は指導	日額 290 円～350 円
講師手当	県立の高等学校に勤務する教育職員	2 の課程の授業に従事した場合	1 時間 600 円
漁ろう手当	船員	漁ろう作業	1 航海（漁獲水揚総収入－販売手数料）×（10～20）/100 以内で任命権者が定める。
用船手当	船員	用船された船舶に乗船した場合	用船料×（10～20）/100 以内で任命権者が定める。
航海手当	船長、上席航海士、上席通信士、上席機関士等の職員	船舶に乗船して航海した場合	日額 370 円～540 円
教員特殊業務手当	教育職員	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務又は修学旅行等において行う引率・指導業務	日額 900 円～3,200 円
水産教育実習指導手当	県立の高等学校に勤務する教頭、教諭、助教諭、常勤の講師又は実習助手	練習船に乗船して行う水産教育実習の指導業務	日額 1,700 円
教育業務連絡指導手当	県立の高等学校又は特別支援学校に勤務する教諭等	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言の業務	日額 200 円
潜水手当	潜水業務に従事する職員	潜水業務	潜水深度により 1 時間当たり 310 円～1,500 円
海外事務所勤務手当	海外事務所に勤務する職員	外国に所在する機関で行う業務	国の外務公務員に準じる。ただし、在勤基本手当は 80/100、配偶者手当は扶養手当額を控除する。
医師手当	県立病院等に勤務する医師又は歯科医師	医療業務又は救急等の緊急業務	給料月額額の 26/100 以内に 400,000 円の範囲内の額を加算した額
夜間看護手当	県立病院等に勤務する看護師等	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が	1 回 6,200 円の範囲内

		深夜において行われる看護等の業務	
診療応援手当	県立病院等に勤務する医師又は歯科医師	医師の欠員等の理由により、病院相互の間で診療のため行う応援業務	日額 55,000 円の範囲内
当直等診療業務手当	県立病院等に勤務する医師	当直勤務の時間内及び深夜における診療	1 時間 2,000 円の範囲内
早出勤務手当	県立病院等に勤務し、3 交代勤務及び特殊交代勤務である職員	早出勤務をした職員	1 回 500 円～800 円
病院業務手当	県立病院等に勤務する医療技術職員等	病院業務	月額 5,900 円～39,000 円
特殊現場業務手当	企業局職員	発電施設、工業用水供給施設の保守点検業務に従事したとき	日額 710 円～880 円
危険作業手当	企業局職員	発電所、発電所建設事務所、工業用水道事務所等で行う特に危険を伴う作業	日額 180 円～700 円
圧搾空気内作業手当	企業局職員	圧搾空気内で行う点検、検査、監督等の作業	1 時間 210 円
特殊自動車運転作業手当	広域振興局等土木部、農業研究センター、農業大学校等に勤務する技能労務職の職員	特殊自動車の運転作業又は除雪車による除雪作業	日額 300 円～450 円

カ その他の手当

(平成 20 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容 (主な支給単価)	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成 19 年度決算見込み)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 19 年度決算見込み)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給されます。(月額 : 配偶者 13,000 円、その他の者 1 人当たり 6,500 円・11,000 円)	同じ。		2,502,603 千円	232,541 円
住居手当	賃貸住宅居住者及び自宅居住者等に支給されます。(月額 : 賃貸住宅居住者 27,000 円以下、自宅居住者 (新築又は購入の日から 5 年間に限る。) 3,000 円)	異なる。	自宅居住者に係る手当額が国は 2,500 円ですが、他県との均衡を考慮し、本県は 3,000 円としています。	1,529,895 千円	236,496 円
通勤手当	通勤のために交通機関を利用している又は交通用具等を使用している職員に支給されます。(月額 : 交通機関利用者 65,000 円以下、交通用具等使用者 35,000 円以下)	異なる。	本県の地理的事情を考慮し交通機関利用者に係る積算方法、交通用具等利用者に係る限度額が異なります。	2,115,076 千円	132,806 円
管理職手当 (給料の特別調整額)	管理又は監督の地位にある職員に支給されます。(月額 : 27,100～133,600 円)	異なる。	本県の管理職の在職実態を考慮して手当額を設定したため、国と手当額が異なります。	1,273,955 千円	636,978 円
産業教育手当	高等学校の農業、農業実習、水産、水産実習、工業又は工業実習の教諭及び実習助手に対して支給されます。(月額 : 給料月額 の 8/100)	—	国に制度なし	166,929 千円	420,476 円
初任給調整	医師、歯科医師及び獣医師	同じ。		48,106 千円	1,457,758 円

手当	として新たに採用された職員に対して支給されます。(月額：306,900円以下)				
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ず配偶者と別居することとなった職員に対して支給されます。(月額：23,000円、交通距離により加算有り)	異なる。	本県の地理的事情を考慮して、国の100～300kmの区分を100kmずつの2区分としています。	526,858千円	306,491円
特勤手当	生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に対して支給されます。(月額：給料月額及び扶養手当額の合計×18/100以下)	同じ。		21,092千円	97,198円
へき地手当	生活の著しく不便な地に所在する学校等に勤務する職員に対して支給されます。(月額：給料月額及び扶養手当額の合計×18/100以下)	—	国に制度なし	465,066千円	386,910円
定時制通信教育手当	定時制教育及び通信制教育に従事する教育職員に対して支給されます。(月額：給料月額×8/100以下)	—	国に制度なし	61,267千円	506,339円
義務教育等教員特別手当	高等学校等に勤務する教育職員に対して支給されます。(月額：20,200円以下)	—	国に制度なし	2,094,949千円	173,409円
農林漁業普及指導手当	農業、林業若しくは水産業を行う者又はこれらに従事する者に接して、農業、農村生活、林業又は水産業に関する技術及び知識を普及指導することを職務とする職員等に支給されます。(給料月額×8/100以下)	—	国に制度なし	82,582千円	421,337円
寒冷地手当	11月から翌年3月までの間現に支給地域に居住する職員に対して支給されます。(月額：7,360円～23,360円)	異なる。	国では「在勤する官署」の地域に応じて支給されますが、本県では「居住する」地域に応じて支給されます。	1,229,499千円	63,903円
宿直直手当	宿直又は日直勤務することを命ぜられたときに支給されます。(勤務1回：4,200円)	同じ。		605,233千円	—
管理職員特別勤務手当	特定管理職員等が週休日又は休日等に勤務した場合に支給されます。(勤務1回：12,000円以下)	同じ。		12,284千円	—
夜勤手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の5時までの間に勤務することを命ぜられている職員に対して支給されます。(1時間：勤務1時間当たりの給与額の25/100)	同じ。		118,695千円	—
休日勤務手当	休日に勤務することを命ぜられた職員に対して支給されます。(1時間：勤	同じ。		578,625千円	—

	務1時間当たりの給与額の135/100)			
--	----------------------	--	--	--

注 勤務実績により支給される手当については、1人当たりの平均支給額の記載を省略しています。

(10) 特別職の報酬等の状況

知事及び副知事の給料月額並びに県議会の議長、副議長及び議員の報酬月額は、次のとおりです。  
また、これらの者には期末手当が支給されますが、その支給率は年間 3.35 月分です。

(平成 20 年 4 月 1 日現在)

区 分		給料月額等	
給 料	知 事	1,240,000 円 (992,000 円)	
	副知事	960,000 円 (816,000 円)	
報 酬	議 長	890,000 円 (872,200 円)	
	副議長	800,000 円 (784,000 円)	
	議 員	770,000 円 (754,600 円)	
期末手当	(平成 20 年度支給割合)		
	知 事	6 月期	1.6 月分
	副知事	12 月期	1.75 月分
		計	3.35 月分
	(平成 20 年度支給割合)		
	議 長	6 月期	1.6 月分
副議長	12 月期	1.75 月分	
議 員	計	3.35 月分	
退職手当	知 事	給料月額×在職月数×0.65 により算定する額	
	副知事	給料月額×在職月数×0.45 により算定する額	

注 1 知事及び副知事の給料並びに県議会の議長、副議長及び議員の報酬月額は、平成 20 年 4 月 1 日現在、括弧内の額に減額しています。

2 現知事の現任期にかかる退職手当は支給しないこととしています。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように考慮して、条例等で定めています。その概要は、次のとおりです。

(1) 勤務時間

勤務時間は、休憩時間を除き、1日について8時間、1週間について40時間です(日曜日及び土曜日は週休日)。一般的な職員の勤務時間は、各任命権者の定める規程等により、午前8時30分から午後5時30分までとしています。また、交代制勤務職員など、勤務の特殊性によりこの勤務時間により難しい職員の勤務時間は、別に定めています。なお、本庁及び盛岡地区の出先機関においては、始業時刻を午前9時、終業時刻を午後6時とする時差出勤を実施しています。

(2) 休憩時間

一般的な職員の休憩時間は、正午から午後1時までの60分としています。

(3) 週休日・休日

週休日とは、原則として毎週日曜日及び土曜日を、また、休日とは祝日法による休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日)及び年末年始の休日(12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。))をいいます。

なお、公務の運営上の事情により、特別の形態によって勤務する必要のある職員については、週休日を別に定めています。

(4) 休暇

休暇の種類は、給与が支給されるか否かによって、有給休暇と無給休暇に分けることができます。有給休暇としては、事由を限らず、毎年付与される年次休暇と、特定の事由に基づいて認められる特別休暇等があります。また、無給休暇として、介護休暇等があります。

特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故等の事由を25項目設けています。

(5) 育児休業

育児休業は、子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、もって職員の福祉を増進するとともに、行政の円滑な運営に資することを目的として設けた制度です。

平成14年度には対象となる子の年齢を1歳未満から3歳未満に引き上げています。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限制度の概要及び処分の状況

分限制度は、職員が恣意的にその職を奪われることのないよう身分を保障することにより、公務の中立性、安定性を確保し、その適正かつ能率的な運営を図ろうとする趣旨から整備されています。

任命権者が職員をその意に反して降任し、又は免職することができるのは、①勤務実績が良くない場合、②心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合、③その職に必要な適格性を欠く場合等であり、また、休職にすることができるのは、①心身の故障のため、長期の休養を要する場合、②刑事事件に関し起訴された場合、③学校、研究所、病院その他これらに準ずる公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる事項の調査、研究又は指導に従事する場合等とされています。

平成19年度における分限処分の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

処分事由	処分の種類				合計
	降任	免職	休職		
勤務実績がよくない場合	0	1		1	
心身の故障の場合	0	0	216	216	
職に必要な適格性を欠く場合	0	1		1	
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0		0	
刑事事件に関し起訴された場合			1	1	
学校、研究所等において調査、研究等に従事する場合			1	1	
災害により生死不明又は所在不明となった場合			0	0	
合計	0	2	218	220	

注 同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

(2) 懲戒制度の概要及び処分の状況

任命権者は、①地方公務員法（昭和25年法律第261号）等に違反した場合、②職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、③全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合のいずれかに該当するときは、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができるとされています。

平成19年度における懲戒処分の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

処分事由	処分の種類					合計
	戒告	減給	停職	免職		
給与・任用に関する不正（給与不正領得等）	0	0	0	0	0	
一般服務違反関係（欠勤、勤務態度不良等）	23	4	3	1	31	
一般非行関係（傷害、異性関係非行等）	0	0	0	0	0	
収賄等関係（収賄、横領等）	0	0	0	0	0	
道路交通法違反	21	2	0	7	30	
監督責任	3	0	0	0	3	
合計	47	6	3	8	64	

5 職員のサービスの状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないこととされています。この趣旨を具体的に実現するため、地方公務員法や教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）によって、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限など、民間企業の勤労者とは異なるサービス上の強い制約が課されています。

これらのサービス規律を保持するため、懲戒制度が設けられており、その懲戒処分の状況は、4(2)のとおりです。

また、市町村立学校に勤務する教職員（県費負担教職員）については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）により、市町村教育委員会がそのサービスを監督すると定められています。

本県においては、職員の職務に係る倫理の保持に関する条例（平成13年岩手県条例第13号）を制定し、職員が常に認識しておかなければならない基本的な心構えや職員が遵守すべき倫理行動基準を規定するとともに、職員の職務に利害関係を有する者からの贈与の禁止及び制限等に関して規定しています。

なお、平成16年7月から、各所属にコンプライアンス推進員を置くとともに、所属長が月に1度は職員に対してコンプライアンスに関する訓示を行うなど、コンプライアンス推進体制の構築に向けた取組みを行っています。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の概要

職員の研修は、職員の能力開発による組織力の発揮を目的に、任命権者において組織的かつ計画的に行われています。

なお、教育公務員については、教育公務員特例法において、絶えず研究と修養に努めなければならないことが規定されており、より豊富な研修の機会が設けられています。

平成19年度に行われた主な研修には、次のようなものがあります。

知事部局実施の研修

基本研修	新採用職員研修、中堅職員研修、新任主査研修、新任担当課長研修、新任総括課長研修、基礎研修
選択研修	政策形成演習講座、ロジカルライティング講座、ファシリテーションスキル養成講座、折衝力養成講座等
特別研修	部課長研修、トップマネジメント研修、コンプライアンス推進員研修、新採用職員指導者研修
派遣研修	政策課題海外派遣研修、自治大学校派遣研修、東北自治研修所派遣研修、民間企業派遣研修
その他	ビジネスキャリア通信研修、通信教育講座

注 他の任命権者の職員が受講し、又は参加する研修等も含まれています。

他任命権者実施の研修

教育委員会	採用候補者研修会、転入職員等研修、県立学校介助員研修等
警察本部	基本研修（初任科・初任補修科、警部補・巡査部長任用科）、部門別任用科研修（生活安全任用科、刑事任用科等）、部門別専科研修（警務部関係、生活安全部関係、中堅実務・P J研修等）
医療局	新採用職員研修、一般職員初級・中級・上級ⅠⅡ研修、新任監督者研修、現任主任看護師研修、セーフティマネジメント研修、看護研究基礎研修、病院経営マネジメント研修等
企業局	新任職員研修、安全衛生業務研修（安全セミナー等）、専門・技術関係業務研修（電気・機械）

	等
--	---

(2) 勤務成績の評定の概要

任命権者は、公務能率を増進させることを目的に、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講ずることとされています。

職員の能力や経歴、勤務実績等を総合的に評定することを通じて転任や昇任等を行い、適材適所の徹底を図っています。

本県においては、従来の勤務評定制度に替え、新たな人事評価制度を導入（一部の任命権者にあつては本格実施に向け試行中）しました。なお、知事部局においては、平成19年4月から昇給において勤務成績が「極めて良好」又は「特に良好」と評価された職員には昇給の加算を行い、平成18年12月期の勤勉手当からは「特に優秀」又は「優秀」と評価された職員には上位の成績率を適用しています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 安全衛生管理

職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境を形成するために、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び各任命権者の定める職員安全衛生管理規程等に基づき、総括安全衛生管理者又は産業医、安全管理者及び衛生管理者の選任並びに職員安全衛生委員会等の設置を行っています。

(2) 職員の健康管理

労働安全衛生法に基づき、事業者責任として職員の健康管理状態を把握し、健康障害や疾病の早期発見を行うため、全職員を対象に定期健康診断及び指定年齢健康診断を、特定の有害業務従事者を対象に特殊業務健康診断を実施しているほか、希望者に対して、肺がん検診、VDT健診等を実施しています。

また、職員の心の健康の保持増進のための対策として、精神科嘱託医の設置やメンタルヘルスセミナー等を実施しています。

(3) 職員互助団体への補助

職員互助会に関する条例（昭和25年岩手県条例第59号）の規定に基づき、職員の組織する4つの互助団体のうち、1互助団体に対し、その運営補助として補助金2,350万円を予算措置しています。なお、互助団体への補助の見直しを行い、18年度から3互助団体への補助を廃止しています。

(4) 利益の保護の状況

職員の利益は、勤務条件に関する措置要求制度及び不利益処分に対する不服申立制度によって保護されています。

勤務条件に関する措置要求制度は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し団体協約を締結することの認められない職員が人事委員会に対して地方公共団体の当局により適切な措置が執られるべきことを要求する制度であり、また、不利益処分に対する不服申立制度は、不利益な処分を受けた職員が人事委員会に対して不服申立てを行うことを認める制度です。これらの制度の状況は、「第2 岩手県人事委員会からの平成19年度における業務の状況の報告」の3及び4のとおりです。

第2 岩手県人事委員会からの平成19年度における業務の状況の報告

1 職員の競争試験及び選考試験の状況

(1) 競争試験の実施状況

試験区分	採用 予定数	第1次試験					第2次試験		最終倍 率B/ D	
		申込者 数 A	受験者 数 B	合格者 数 C	受験率 B/A× 100	倍率 B/C	受験者 数	合格者 数 D		
I 種	一般行政A	7	309	211	20	68.3	10.6	18	9	23.4
	一般行政B	2	57	48	15	84.2	3.2	15	4	12.0
	社会福祉	2	55	43	8	78.2	5.4	8	3	14.3
	農 学	3	28	24	10	85.7	2.4	10	4	6.0
	畜 産	1	15	10	5	66.7	2.0	5	2	5.0
	林 学	2	15	11	7	73.3	1.6	7	2	5.5
	総合土木	5	42	31	15	73.8	2.1	13	7	4.4
	建 築	1	7	5	3	71.4	1.7	3	1	5.0
	機 械	1	9	6	2	66.7	3.0	1	1	6.0
	電 気	1	19	17	5	89.5	3.4	3	1	17.0
	総合化学	4	43	36	12	83.7	3.0	12	5	7.2
計(11職種)	29	599	442	102	73.8	4.3	95	39	11.3	
II 種	一般事務	1	99	67	6	67.7	11.2	6	2	33.5
	栄 養	3	43	38	11	88.4	3.5	9	3	12.7
	計(2職種)	4	142	105	17	73.9	6.2	15	5	21.0
III 種	一般事務	3	74	67	10	90.5	6.7	10	4	16.8
	警察事務	14	153	141	43	92.2	3.3	42	14	10.1
	計(2職種)	17	227	208	53	91.6	3.9	52	18	11.6
警 察 官	警察官A(男性)	47 (12)	472 (4)	390 (4)	233	82.6 100.0	1.7	206	61	6.4
	警察官A(女性)	6	105	74	32	70.5	2.3	28	8	9.3
	警察官B(男性)	47 (8)	572 (9)	510 (9)	226	89.2 100.0	2.3	211	60	8.5
	警察官B(女性)	6	106	97	32	91.5	3.0	30	8	12.1

計(4職種)	106	1,255	1,071	523	85.3	2.0	475	137	7.8
合計(19職種)	156	2,223	1,826	695	82.1	2.6	637	199	9.2

注1 採用予定者数は、各試験における最終合格者発表時点の数です。

2 受験者数は、途中棄権者を含む数です。

3 警察官採用の第1次試験は、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県と共同で実施しており、警察官の数は、本県を第一志望とする者の数です。括弧内の数は、共同試験実施に係る他都県を第一志望とする者の数です。

(2) 選考試験の実施状況

ア 身体障害者を対象とした選考試験（一般事務）

採用予定数	第1次試験					第2次試験		最終倍率 B/D
	申込者数 A	受験者数 B	合格者数 C	受験率 B/A×100	倍率 B/C	受験者数	合格者数D (採用者数)	
人 3	人 16	人 15	人 5	% 93.8	倍 3	人 5	人 3 (3)	倍 5.0

イ 警察官（武道指導）採用選考試験

採用予定数	第1次試験					第2次試験		最終倍率 B/D
	申込者数 A	受験者数 B	合格者数 C	受験率 B/A×100	倍率 B/C	受験者数	合格者数D (採用者数)	
人 4	人 26	人 22	人 18	% 84.6	倍 1.2	人 18	人 4 (4)	倍 5.5

ウ 警察官（科学捜査研究所 物理担当研究員）採用選考試験

採用予定数	第1次試験					第2次試験		最終倍率 B/D
	申込者数 A	受験者数 B	合格者数 C	受験率 B/A×100	倍率 B/C	受験者数	合格者数D (採用者数)	
人 1	人 7	人 5	人 2	% 71.4	倍 2.5	人 2	人 1 (1)	倍 5.0

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

岩手県人事委員会は、平成19年10月3日、地方公務員法第8条及び第26条の規定に基づき、議会及び知事に対し「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行いました。

その概要は、次のとおりです。

(1) 報告

ア 基本的な考え方

本委員会は、労働基本権制約の代償措置としての機能を十分に踏まえながら、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に従い、県内民間従業員の給与を重視しつつ、国及び他の都道府県の職員の給与その他の諸事情を総合的に勘案し、勧告を行うことが適当であると考えます。

また、給与構造改革や公民給与の比較方法の見直しなど、職員給与の改革は着実に進められてきているところであり、給与構造改革の経過期間中である本年においては、その進展状況にも留意しながら検討することが適当であると考えます。

イ 職員の給与を決定する基礎的諸条件の調査研究

職員（一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）、市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岩手県条例第62号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号）の適用を受ける職員をいいます。）の給与についてその実態を把握するとともに、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業所における従業員の給与並びに物価及び生計費等職員の給与を決定するために必要な基礎的諸条件について調査研究を行いました。

ウ 民間との給与比較

職員の給与が県内民間従業員の給与を上回っている状況（逆較差）にあります。

公民比較給与		較差 A-B	
民間 A	職員 B	較差額	較差率
373,647 円	381,517 円 (382,358 円)	△7,870 円 (△8,711 円)	△2.06% (△2.28%)

また、給与構造改革の経過措置がないものとした場合には、職員の給与が民間の給与を下回っています。

公民比較給与		較差 A-B	
民間 A	職員 B	較差額	較差率
373,647 円	368,092 円 (368,932 円)	5,555 円 (4,715 円)	1.51% (1.28%)

注 括弧内は、イに記載する条例の附則による減額前の額です。

エ 物価及び生計費

(ア) 物価指数

平成19年4月における消費者物価指数は、平成18年4月に比べ盛岡市では1.0%下回り、全国では平成18年と同水準となっています。

(イ) 生計費

平成19年4月における盛岡市の標準生計費は、次のとおりとなりました。

世帯人員	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
月 額	100,530 円	206,060 円	216,330 円	226,590 円	236,860 円

オ 本県と国及び東北他県との給与比較

(ア) 国家公務員との比較

平成 18 年 4 月における本県の行政職給料表適用の給与水準は、国家公務員の給料を 100 とすると 100.2 となっています。

(イ) 東北他県の職員との比較

平成 19 年 4 月における本県の行政職給料表適用職員の給料水準を 100 とした場合、東北他県の平均は、99.9 となっています。

カ 人事院の給与等に関する報告及び勧告

人事院は、平成 19 年 8 月 8 日に、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与について報告を行い、初任給を中心に若年層に限定した俸給月額引上げ、子等に係る扶養手当の引上げ、19 年度の地域手当支給割合のさかのぼり改定について勧告するとともに、期末・勤勉手当についても 0.05 月分引き上げるよう勧告を行いました。また、給与構造改革の一環として、専門スタッフ職俸給表の新設について勧告を行いました。

以上のほか、翌年の勧告を目途に、勤務体制等の準備を行った上で民間準拠を基本として勤務時間の見直しを行うことなど、公務員人事管理について報告を行っています。

キ むすび

(ア) 給与勧告の考え方

平成 19 年 4 月における給料の特別調整額の減額後の公民較差は $\Delta 2.06\%$ であり、前年における逆較差 $\Delta 4.42\%$ と比較して 2.36 ポイント縮小しています。これは、一方では職員について、給与構造改革による給料表水準の段階的な引下げが行われており、他方、民間では、ベースアップを実施した事業所や定期昇給を実施した事業所の割合が前年に比べて増加していることなどによるものと考えられます。なお、この $\Delta 2.06\%$ の逆較差は、給与構造改革により既に措置済みである職員給与の段階的な引下げの進展により、今後解消されていくものです。

次に、給与構造改革の経過措置がないものとした場合の公民比較で見ると、前年は職員給与と民間給与は概ね均衡した水準にありましたが、平成 19 年は給料の特別調整額の減額後の公民較差が 1.51%となっています。このことは、現行の制度的な給与水準では、民間給与が職員給与を上回っているということであり、今後はこの較差を解消していくことが課題となってくるものであります。

平成 19 年においては、既に述べたとおり、民間では初任給に顕著な伸びが見られるとともに、職員の初任給を大幅に上回っている状況にあります。このような状況から、初任給の引上げが急務であると考えられますが、さらに地方公務員法に定める給与決定の諸原則に従い、県内に勤務する国家公務員との均衡、他県の動向など給与決定の諸事情を総合的に勘案した結果、給料表について、中高年齢層については据置きとしつつ、初任給を引き上げるとともに、これに連動して若年層に限定した改定を行うことが適当であると判断しました。

また、扶養手当について、民間の支給月額が職員の扶養手当額を上回っており、さらに我が国全体としての少子化対策が推進されていることへの配慮から、子等に係る扶養手当を引き上げる必要があると考えられますが、さらに先に述べた給与決定の諸事情を総合的に勘案した結果、扶養親族である子等に係る支給月額（職員に扶養親族でない配偶者がいる場合又は職員に配偶者がいない場合の 1 人に係る支給月額を除く。）を 500 円引き上げることが適当と判断しました。

なお、国においては、給与構造改革における地域間給与配分の見直しを着実に実施するため、一部地域の地域手当支給割合について、今後の改定分の一部を繰り上げて改定することとしています。本県では県内に地域手当の支給対象地域がないなど国とは状況が異なることから、地域手当のさかのぼり改定は行わないことが適当と判断しました。

期末手当・勤勉手当については、平成 18 年 8 月から平成 19 年 7 月までの 1 年間における民間の特別給の支給割合が職員の年間支給月数を上回っており均衡を図る必要があること、さらには県内に勤務する国家公務員との均衡をも考慮し、勤勉手当の支給月数を 0.05 月分引き上げることが適当と判断しました（なお、期末手当・勤勉手当については、給与制度としての安定性にも配慮しつつ民間の特別給の支給割合の変動を確実に反映するため、二捨三入方式による 0.05 月ごとの区切りにより小数第 2 位までの支給割合として定めているものです。）。また、任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても同様に支給月数を引き上げることとします。

次に、給与構造改革についてですが、国が導入する専門スタッフ職俸給表は、国における早期退職慣行を是正し在職期間の長期化に対応する観点から導入されるものですが、本県では国のような早期退職慣行はなく、在職期間の長期化への対応という必要性も乏しいことから、導入を見送ることとしました。

地域手当については、先に述べたとおり平成 19 年度のさかのぼり改定は行わないものですが、給与構造改革の段階的な実施として予定している平成 20 年度における引上げについては、計画どおり実施する必要があるものと考えます。

(イ) 勤務時間の見直し

人事院は、民間企業における平均所定労働時間が職員の勤務時間より 1 日当たり 15 分程度、1 週間当たり 1 時間 15 分程度短くなっていることから、行政サービスに支障を生じることのないよう新たな勤務時間に対応した適切な勤務体制等を整えるための入念な準備を行った上で、平成 20 年を目途として、民間準拠を基本として勤務時間の見直しに関する勧告を行うこととしています。

岩手県人事委員会としても、国における今後の更なる検討の進展や、他の都道府県の動向等にも留意しながら、勤務時間の見直しについて今後検討していく必要があるものと考えます。

(ウ) 超過勤務の縮減等

職員の総労働時間の短縮については、これまでも付言してきたところですが、各任命権者における多様、かつ、積極的な取組みが行われ、超過勤務の縮減等に着実な成果を挙げてきています。今後においても、管理者のリーダーシップと職員との相互理解の下に、超過勤務時間の縮減や年次休暇等の休暇の取得促進等の取組みが一層進められ、職員の総労働時間の短縮が図られるよう期待するものです。

(エ) 心身の健康管理

職員が心身ともに健康で職務に従事できることは、職業生活と家庭生活の両立、さらには、多様な県民ニーズに応え、質の高い行政サービスを提供していく観点からも重要であると考えます。各任命権者においてはこれまでも、職員の心身の健康管理対策には力を入れて様々な取組みがなされてきているところですが、今後は、特に、管理監督者

をはじめとする職員への研修や情報提供の拡充、心の健康に関する相談体制の充実、退職者に対する円滑な職場復帰の支援など、心の健康の保持・増進や発症予防、早期対応、職場復帰支援や再発防止といった職員の状況に応じたメンタルヘルス対策のさらなる強化に努めるよう期待するものです。

(オ) 要請

地方公務員法に定める職員の給与決定の根本基準、給与勧告制度の意義や役割を十分に理解され、この勧告を実施されるよう要請します。

(2) 勧告

職員の給与について、次の措置を講ずるよう勧告します。

ア 改定の内容

(ア) 一般職の職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の改正

a 給料表

現行の給料表を別記第1（人事院勧告に準じた給料表）のとおり改定すること。

b 扶養手当

配偶者以外の扶養親族に係る手当の月額（職員に配偶者がいない場合の1人に係る手当の月額を除く。）を各1人につき6,500円とすること。

c 勤勉手当

(a) 平成19年12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.775月分（特定幹部職員にあっては、0.975月分）とすること。

(b) 平成20年度以降については、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.75月分（特定幹部職員にあっては、それぞれ0.95月分）とすること。

(イ) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

a 給料表

現行の第2号任期付研究員に適用される給料表を別記第2（人事院勧告に準じた給料表）のとおり改定すること。

b 期末手当

12月に支給される期末手当の支給割合を1.8月分とすること。

(ウ) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

特定任期付き職員について、12月に支給される期末手当の支給割合を1.8月分とすること。

イ 改定の実施時期等

この改定は、平成19年4月1日から実施すること。ただし、ア(ア) c (a)、(イ) b 及び(ウ)については、平成19年12月1日から、ア(ア) c (b)については平成20年4月1日から実施すること。

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

(単位：件)

内 容	受理件数	前年度からの繰越件数	取下げ・打切り件数	判定件数	次年度繰越件数
教員研修受講に係る特免要求事案	—	6,219	—	—	6,219

4 職員に対する不利益な処分についての不服申立ての状況

(単位：件)

内 容	受理件数	前年度からの繰越件数	取下げ・打切り件数	判定件数	次年度繰越件数
大量争議関係事案	—	21,044	20,860	—	184
懲戒処分取消請求事案	3	—	—	3	—

5 職員からの苦情相談の状況

(単位：件)

内容	任命権者					計
	知事部局	教育委員会	警察本部	その他・不明		
任 用	1	—	—	2	3	
給 与	—	—	—	—	—	
勤務条件、服務	3	1	—	1	5	
厚生・福祉	—	—	—	—	—	
セクハラ・いじめ	1	2	—	2	5	
公平審査	—	—	—	—	—	
そ の 他	2	1	—	1	4	
計	7	4	—	6	17	